

3 新エネ・省エネ機器を活用したい方へ

1 新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成事業^{※4} 環境森林課 (027-898-6292)

家庭における地球温暖化対策及び新エネ・省エネの普及促進を図るため、下記対象機器の設置費用の一部を助成します。

- ◇対象：自ら現に居住している住宅に対象となる機器を設置した方
- ◇対象機器と助成額

対象機器	助成額
①燃料電池コージェネレーション	30,000円
②定置用リチウムイオン蓄電池 ^{※4}	蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)
③V2H(電気自動車充電設備)	50,000円

※4 定置用リチウムイオン蓄電池の助成額は千円未満の額を切捨てとします。

※5 補助の条件が変更になる場合がありますので、必ず工事着工前に問合せください。

※6 補助、融資ともに条件がありますので必ず工事着工前に問合せください。

※7 補助には条件がありますので必ず工事着工前に問合せください。

4 合併処理浄化槽・下水道の補助

1 合併処理浄化槽設置整備費補助事業^{※5}

公共下水道等の整備予定のない区域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去処分して、居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽設置工事費の一部を補助します。

- ◇補助額
 - 《建替・増築の場合》5人槽：15万円以内、7人槽：17万円以内、10人槽：20万円以内
 - 《転換の場合》5人槽：62万円以内、7人槽：66万円以内、10人槽：75万円以内
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3074)

2 公共下水道接続促進補助金、公共下水道接続奨励制度^{※6}

公共下水道区域内で、既存のし尿浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、公共下水道に接続するための工事の費用の一部を補助します(3年以内に接続する場合)。

- また、接続工事に対する融資制度もあります。
- ◇補助額：非課税世帯で供用開始告示 3年以内：3万円以内、1年以内：5万円以内
- ◇融資：100万円以内(融資期間4年以内)
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3075)

3 農業集落排水処理施設接続奨励制度

農業集落排水処理区域内で、既存のし尿浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、農業集落排水に接続するための接続工事の費用の一部を融資します。

- ◇融資額：100万円以内(融資期間4年以内)
- ◇問い合わせ：農村整備課 (027-898-6714)

5 生垣を作りたい方へ

1 前橋市生垣づくり奨励金交付事業^{※7}

道路に面した部分に生垣づくりをする際の施工費用(樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置)の一部を補助します。

- ◇補助：生垣施工費用に相当する額の2/3(上限8万円)
- 既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合の加算(上限6万円)
- ◇問い合わせ：公園緑地課 (027-898-6845)

6 道路後退で奨励金を交付

1 生活道路後退用地整備事業

建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付することで、整備や奨励金の交付等を行います。また、市との使用貸借により、整備を受けることもできます。

- ◇奨励金額：寄付する後退部分の面積によります(区域により1万5千円～13万円)
- ◇問い合わせ：建築指導課 (027-898-6752)

7 主な税金の減額等

1 固定資産税

(1) 既存住宅

現在お住まいの住宅(既に建っている住宅)に耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行い、一定の要件を満たすと固定資産税が減額されます。工事完了後、3か月以内に申告してください。※8

(2) 新築住宅

住宅を新築された場合、一定の要件を満たすと最初の3年間※9(長期優良住宅の場合は、5年間)固定資産税が減額されます。※8

- ◇問い合わせ：資産税課 (027-898-6218)

2 所得税

(1) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除※10

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等※11や特定増改築等(バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・耐久性向上改修工事・多世帯同居改修工事等)をしたとき。※10

(2) 住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除・認定住宅新築等特別税額控除

住宅ローン等を利用しないで、特定増改築等、耐震改修工事または、認定住宅の新築等をしたとき。※10

- ◇問い合わせ：前橋税務署 (027-224-4371・自動音声案内) または、お近くの税務署

※8 減額の内容など詳細は事前にお問い合わせください。

※9 3階以上の中高層耐火住宅の場合は、2年延長されます。(長期優良住宅も同様です。)

※10 控除を受けるには一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。

※11 所得税から控除しきれない額は個人住民税から控除されます(限度額あり)。